

高根沢町新庁舎整備に係る町民広場内公共施設のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高根沢町新庁舎の整備（以下「新庁舎整備」という。）に当たり、高根沢町町民ホール、高根沢町農村環境改善センター及び高根沢町農業者トレーニングセンターをはじめとした町民広場内の公共施設（高根沢町保健センター及び高根沢町福祉センターを除く。）の今後のあり方について、幅広い見地から協議検討するため、高根沢町新庁舎整備に係る町民広場内公共施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について協議検討し、その結果を答申するものとする。

- (1) 新庁舎整備に関連した町民広場内の公共施設の今後のあり方に関すること。
- (2) 新庁舎整備に関連し、町民広場内の公共施設を新設又は改修するとした場合の基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会から推薦のあった議員
- (2) 町教育委員会から推薦のあった教育委員
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体から推薦のあった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の日までとする。

2 前条第2項第1号及び第2号に掲げる者が当該答申の日前にその職を離れたとき、又は同項第4号に掲げる者が当該答申の日前に所属団体を離れたときは、それぞれ新たに推薦のあった者が委員の任期を引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。た

だし、委員の任期中における最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、新庁舎整備課及び生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。